

鎌倉市居宅介護サービス費等の額の特例に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(以下「法」という。)第50条及び第60条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特例の内容)

第2条 市長は、要介護被保険者又は要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)が本要綱に定める事由により、居宅サービス等の利用に必要な費用を負担することが困難であると認められる場合は、本要綱に規定する割合をもって給付を行うことにより、利用者負担額の減免措置を図ることができる。

(特例の対象)

第3条 居宅介護サービス費等の額の特例の対象となるサービスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護(介護予防)サービス費の支給
- (2) 特例居宅介護(介護予防)サービス費の支給
- (3) 施設介護サービス費の支給
- (4) 特例施設介護サービス費の支給
- (5) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給
- (6) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給
- (7) 地域密着型(介護予防)サービス費
- (8) 特例地域密着型(介護予防)サービス費

(特例の事由)

第4条 居宅介護サービス費等の額の特例の対象となる事由は次のとおりとする。

- (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 要介護被保険者等の属する世帯を主として維持するものの収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、

干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(給付の割合及び期間)

第5条 特例による居宅介護サービス費等の給付割合と特例を認める期間は、別表のとおりとする。

(申請)

第6条 居宅介護サービス費等の額の特例を受けようとするものは、介護保険利用者負担額減額・免除申請書(第1号様式)に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(通知等)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその可否を審査し、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書(第2号様式)により、申請のあった日から15日以内にその結果を申請者に通知し、認定者には介護保険利用者負担額減額・免除認定証(第3号様式)を交付するものとする。

(減免の取消)

第8条 市長は、居宅介護サービス費の額の特例を受けた者(以下「減免決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、減免の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により減免に該当したとき

(2) 減免決定者が特例の事由に該当しなくなったことにより、減免することが不相当と認められるとき。

2 前項の場合において、緊急の必要がある場合を除き、あらかじめ減免決定者の弁明を聞くものとする。ただし、その者が正当な理由がなく弁明しない場合においては、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、介護保険利用者負担額減額・免除取消通知書(第4号様式)により減免決定者に通知するものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか居宅介護サービス費等の額の特例に関し必要な事項は別に定める。

付 則 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第5条）

適用条項	特例の基準	給付率		期間
要綱第4条第1項 第1号	災害による住宅、家財又はその他の財産の損害の程度に応じて給付する。	全焼又は全壊	100分の100	6ヶ月以内
		半焼又は半壊	100分の97	
		床上浸水	100分の95	
要綱第4条第1項 第2号から第4号	当該世帯のその年の収入額等の見込み額が最低生活費相当額の130%以下である場合に、上記見込み額の最低生活費相当額に対する割合に応じて給付する。	減少率30%以上	100分の95	6ヶ月以内
		減少率50%以上	100分の96	
		減少率70%以上	100分の97	